

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞一括償却すれば固定資産税は対象外

Q：少額減価償却資産の取得価額基準が引き下げられましたが、固定資産税の課税対象とされる償却資産への影響を教えてください。

A：10万円以上20万円未満の資産については、一括償却か個別償却かによって固定資産税の取扱いが異なってきます。

【解説】

少額減価償却資産の取得価額基準が、20万円未満から10万円未満に引き下げられたのに伴い、10万円以上20万円未満の資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する「一括償却」の方法が設けられました。

ところで、取得価額が20万円以上の償却資産は固定資産税の課税対象とされていますが、今回の法人税の取得価額基準の引き下げは固定資産税においても連動することになります。

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、法人税法上一括償却を選択した場合に限り、固定資産税を賦課しないこととされました。

したがって、同じ10万円以上20万円未満の資産であっても、法人税法上、通常の個別償却を選択すれば、固定資産税の課税客体に取り込まれることになるわけです。

なお、改正後も一括損金算入が可能な取得価額10万円未満の資産については、法人税法上一括償却を選択する限り固定資産税の課税客体からは除外されます。これは現行の取扱いと同じです。

